

平成26年12月18日

(第8回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1号	美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について	----- 1~17
議案第 2号	美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	-----18~25
議案第 3号	美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定について	-----26~30
議案第 4号	美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----31
議案第 5号	美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	-----32
議案第 6号	美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定について	-----33~42
議案第 7号	平成26年度美瑛町一般会計補正予算について	-----43~60
議案第 8号	平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について	-----61~66
議案第 9号	平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について	-----67~72
議案第10号	平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について	-----73~74
議案第11号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----75
議案第12号	請負契約の締結について	-----76
議案第13号	美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	-----77~83
報告第 1号	専決処分について	-----84
報告第 2号	専決処分について	-----85
報告第 3号	専決処分について	-----86

議案第1号

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定について

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第32条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第33条・第34条）

第3章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (6) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (7) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (8) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (9) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (10) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - (11) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (12) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領することをいう。
 - (13) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (14) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立

って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道及び各関係機関との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の

同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなすこととする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承

諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、その方法をあら

かじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(支給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設

等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同

じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第14条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、そ

れぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に
に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第15条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第21条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な

影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第25条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第28条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講

じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該支給認定子どもの家族等に連

絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第33条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に

は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第34条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合

には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 雑則

（施行規定）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第2条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が

現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) 及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

議案第2号

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用して
いる児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、
素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者をも平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所す

る時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(施行規定)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（職員の経過措置）

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（専用区画の面積及び1の支援の単位を構成する児童数に関する経過措置）

第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は適用しない。

議案第3号

美瑛町地域人材育成研修交流センター条例の制定について

美瑛町地域人材育成研修交流センター条例を次のとおり制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町地域人材育成研修交流センター条例

(目的)

第1条 この条例は、町民等に研修及び交流等の機会を提供し、地域の振興及び活性化に必要な人材の育成を図り、もってより豊かな地域づくりの実現に資するために設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、美瑛町地域人材育成研修交流センター（以下「交流センター」という。）と称し、美瑛町字旭北星に置く。

(事業)

第3条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人材育成研修事業
- (2) 地域振興等交流事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(使用時間及び休館日)

第4条 交流センターの使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 宿泊を伴う研修 午後1時から宿泊を終える日の正午まで
- (2) 宿泊を伴わない研修 午前8時30分から午後9時まで

2 交流センターの休館日は、設けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第5条 交流センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前払しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流センターの使用を許可しない。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その使用が、建物、設備及び備付備品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に反したとき。
- (2) 使用許可の条件に反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

- (4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(行為の制限)

第12条 交流センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 新たな設備を設置する行為
- (2) その他町長が特に必要があると認める行為

(原状回復)

第13条 使用者は、交流センターの使用を終了し、又は第10条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

第14条 町長は、第10条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第15条 交流センターに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第16条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 交流センターの維持及び管理に関する業務
- (2) 交流センターの使用の許可に関する業務
- (3) 交流センターの使用料の徴収及び減免に関する業務
- (4) 前各号に定めるもののほか、交流センターの管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第6条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の使用料の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第10条、第12条及び第14条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

1 宿泊を伴う研修に係る使用料

区分	金額
大人（18歳以上）	2,200円
中人（18歳未満）	1,650円
小人（15歳未満）	1,100円

- 備考 1 使用料は、1泊当たりの料金とする。
2 別途シーツ洗濯料を徴収するものとする。

2 宿泊を伴わない研修に係る使用料

区分	金額			
	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分から午後6時まで（1時間当たり）	午後6時以降（1時間当たり）	午前8時30分から午後4時まで（1時間当たり）	午後4時以降（1時間当たり）
研修室1	570円	730円	570円	730円
研修室2				
体育館	2,200円	2,410円	3,250円	3,460円

- 備考 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間に乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある場合には、1時間として計算する。

議案第4号

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年美瑛町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第3条第1項中「入所している者(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)は除く」を「入所し、医療の給付を受けている者は除く」に改める。

第4条第1項中「基本利用料及び食事療養標準負担額並びに」を「食事療養標準負担額及び」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成26年9月1日から適用する。

議案第5号

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年美瑛町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例の制定
について

美瑛の美しい景観を守り育てる条例の全部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛の美しい景観を守り育てる条例

美瑛の美しい景観を守り育てる条例（平成15年美瑛町条例第5号）の全
部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 景観計画（第9条～第11条）

第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第12条～第19条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第20条～第21条）

第5章 表彰、助成等（第22条～第23条）

第6章 景観審議会（第24条～第29条）

第7章 雑則（第30条～第32条）

附則

前文

美瑛町の農業景観は、雄大な十勝岳連峰の山々を背景に開拓の頃からの町
民生活や農業の営みによってつくられてきました。この景観は、私たち町民

に潤いと安らぎをもたらし、また訪れる多くの人々の心をいやし、感動を与えるなど全国的にも貴重な景観であり、町にとってかけがえのない財産です。

美瑛町には、農業景観をはじめ、それぞれの地域に生活や文化、歴史、産業の営みなどを表現している素晴らしい景観があります。私たちは、それらの景観や豊かな自然に囲まれた生活の中で、郷土を愛する心を育み、それを次の世代に伝え、いつまでも住みよい魅力ある町であり続けたいと願うものです。

そのためには、町民一人一人が景観づくりの担い手となり、町民等、行政、事業者が相互に協力して景観の保全と形成に取り組まなければなりません。

私たちは、景観法に定める理念とともに、美瑛町の美しい景観が町民みんなの共有財産であることを認識し、町民みんなで美瑛の地域資源である景観を守り、育て、活かし、魅力ある美瑛町を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の美しい景観の保全と形成に関し必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な施策に関して必要な事項を定め、町民等、町及び事業者が協働し、潤いと安らぎを実感できる快適で魅力あふれる美瑛町の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等 町民、町内の居住者及び土地又は建築物等の所有者又は占有者をいう。
- (3) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (4) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (5) 景観づくり 景観を保全し、育成し、及び形成することをいう。

- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (8) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (9) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (10) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。
- (11) 景観重要建造物 法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。
- (12) 景観重要樹木 法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。
- (13) 関係住民等 法第16条第1項第1号から第4号に規定する行為に伴いその影響が懸念される町民等で規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 町は、次に掲げる基本理念に基づき、美瑛らしい景観づくりを推進する。

- (1) 地域の自然、歴史、文化等と町民の生活、経済活動等と調和のとれた景観づくりを行う。
- (2) 町民等、町及び事業者との協働による景観づくりを行う。
- (3) 豊かな自然を活かし、郷土を愛する心を育み、次の世代に引き継いでいく景観づくりを行う。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、相互に協力して景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、景観づくりに関し、必要な調査を行うとともに基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、景観づくりに関する施策の策定及び実施において、町民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、景観づくりに先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの活動が地域景観に大きな影響を与えることを認識し、景観づくりに自ら努めるとともに、町が実施する景観づくりに協力しなければならない。

(知識の普及等)

第7条 町は、町民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(国等に対する協力の要請)

第8条 町長は、景観づくりに関して必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第9条 町長は、基本理念に則り、景観づくりを行うための基本的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画において、景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある地域を景観育成区域として指定し、当該区域における良好な景観づくりに関し必要な事項を定めることができる。

3 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会（第24条第1項に規定する「美瑛町景観審議会」をいう。以下第5章まで同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）についても準用する。

(計画提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観づくりを推進する活動を行うことを目的とし、規則で定める団体とする。

(計画提案があった場合の手続)

第11条 町長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合は、同条第3項の計画提案に係る景観計画の素案を提出して美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 景観計画区域内における行為の制限等

(行為の届出等)

第12条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 急傾斜地での土地の造成
- (3) 森林の伐採
- (4) その他景観づくりの目標達成に影響を及ぼすと認められる行為であつて町長が指定し、告示したもの

3 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第2条に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

4 第2項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、省令第3条に規定する事項とする。

（適用除外行為）

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの
- (2) 農業及び林業を営むために行う行為
- (3) 規則で定める規模の行為

（特定届出対象行為）

第14条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

（事前公開）

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る行為の内容について町民等に公開しなければならない。

2 届出者は、前項に規定する公開を行うに当たっては、規則で定める標識を当該届出に係る行為をしようとする土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(説明会の開催)

第16条 届出者は、前条第1項に規定する公開を行った後、当該届出に係る行為の内容及び景観への影響について関係住民等の理解を得るための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 届出者は、説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の1週間前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

3 町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わせることができる。

4 届出者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。

5 届出者は、説明会において関係住民等との協議により必要が生じた場合は、関係住民等と協定を締結するものとする。

6 町長は、当該届出に係る行為の位置、規模、目的等が景観に与える影響が大きいと認めるときは、規則で定めるところにより、当該行為について、町民の意見を聴く機会を設けることができる。

(勧告又は変更命令等の手続)

第17条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(輕易な行為)

第18条 町内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長に届け出なければならない。ただし、法第16条第1項の規定により、届出を要する行為を除く。

(1) 法第16条第1項第1号から第4号に規定する行為で規則で定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、景観に影響を及ぼすと認められる行為で

あって町長が指定し、告示したもの

- 2 町長は、前項に規定する届出があった場合において、景観づくりに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し計画の変更等必要な指導又は助言をすることができる。

(空地等の管理の要請)

第19条 町長は、景観計画区域内の空地、遊休地、廃屋等（以下「空地等」という。）が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者又は占有者に対し、景観づくりに配慮した空地等の管理を行うよう要請することができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第20条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第21条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

第22条 町長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 町長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。

- 3 町長は、前2項の規定により表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(助成等)

第23条 町長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存等に要する経費の一部を

助成することができる。

- 2 町長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第6章 景観審議会

(景観審議会の設置)

第24条 美瑛町の景観づくりに関し重要な事項を調査審議するため、美瑛町景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議するものとする。

- (1) この条例の規定により定められた事項
- (2) その他景観づくりに関し町長が必要と認める事項

- 3 審議会は、景観づくりに関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募による者

- 3 審議会に専門部会を設置することができる。

(委員の任期)

第26条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に特別な事項を調査及び審議させるために必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、町長が委嘱する。

3 特別委員は、特別な事項の調査及び審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

第7章 雑則

(財産権の尊重等)

第30条 この条例の運用に当たっては、美瑛町の景観が公共の財産であることを認識し、景観づくりに努めるとともに、関係者の財産権及びその他の権利を尊重しなければならない。

(土地の買取り)

第31条 町長は、景観計画区域内において景観づくりに関し著しい影響があると認めた場合は、特に重要な土地を買い取ることができる。

(施行規定)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の美瑛の美しい景観を守り育てる条例（以下「旧条例」という。）第3章の規定によりされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第9条の規定の例により行うことができる。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第31条第1項の規定により設置され

ている美瑛町景観審議会は改正後の美瑛の美しい景観を守り育てる条例（以下「新条例」という。）第24条の規定により設置された審議会とみなす。

- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第32条第2項の規定により町長が委嘱した委員は、新条例第25条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第32条第2項の規定により委嘱された日から起算する。

議案第7号

平成26年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）

平成26年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,565,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,438,900	71,785	4,510,685
	1 地方交付税	4,438,900	71,785	4,510,685
14 国庫支出金		1,094,075	330	1,094,405
	2 国庫補助金	799,474	330	799,804
15 道支出金		1,372,000	△628,473	743,527
	2 道補助金	1,120,798	△628,473	492,325
17 寄附金		8,677	691	9,368
	1 寄附金	8,677	691	9,368
18 繰入金		1,046,990	1,151	1,048,141
	1 繰入金	1,046,990	1,151	1,048,141
20 諸収入		241,613	616	242,229
	5 雑入	109,532	616	110,148
21 町債		2,033,300	2,400	2,035,700
	1 町債	2,033,300	2,400	2,035,700
歳入合計		12,116,700	△551,500	11,565,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,499,577	8,992	2,508,569
	1 総務管理費	2,448,123	9,471	2,457,594
	2 徴税費	16,938	△479	16,459
3 民生費		1,005,914	954	1,006,868
	1 社会福祉費	554,364	427	554,791
	2 児童福祉費	451,550	527	452,077
4 衛生費		987,314	11,915	999,229
	1 保健衛生費	735,924	7,765	743,689
	2 清掃費	251,390	4,150	255,540
6 農林水産業費		1,801,945	△596,812	1,205,133
	1 農業費	1,492,420	△642,513	849,907
	2 耕地費	213,515	45,701	259,216
7 商工費		1,362,958	14,962	1,377,920
	1 商工費	941,460	78	941,538
	2 文化スポーツ振興費	421,498	14,884	436,382
8 土木費		1,437,836	2,688	1,440,524
	2 道路橋梁費	705,397	2,000	707,397
	4 都市計画費	539,157	688	539,845
9 消防費		346,716	△1,268	345,448
	1 消防費	346,716	△1,268	345,448
10 教育費		684,296	6,378	690,674
	1 教育総務費	214,674	1,784	216,458
	2 小学校費	230,152	2,601	232,753
	3 中学校費	203,898	1,117	205,015
	4 社会教育費	35,572	876	36,448
12 諸支出金		512,581	691	513,272
	1 普通財産取得費	105,376	691	106,067
歳 出 合 計		12,116,700	△551,500	11,565,200

第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業 (ソフト分) 児 童 等 福 祉 支 援 事 業 トマト選果施設整備補助事業 玉ねぎ集出荷貯蔵選別施設 整 備 補 助 事 業 (ソフト分) 学 校 給 食 支 援 事 業 一般廃棄物最終処分場整備事業	1,187,900 (21,500) (102,900) (126,600) (35,800) (0)	証 書 借 入 券 行 又 は 証 券 発 行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融 資 条 件 に よ り、銀行その 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の に よ る。た だ し、町財政の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、又は繰上 償 還 も し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	1,190,300 (26,900) (170,300) (45,900) (37,300) (8,800)	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ
合 計	2,033,300				2,035,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,438,900	71,785	4,510,685
	1	地方交付税	4,438,900	71,785	4,510,685
	1	地方交付税	4,438,900	71,785	4,510,685
14		国庫支出金	1,094,075	330	1,094,405
	2	国庫補助金	799,474	330	799,804
	2	民生費補助金	77,450	330	77,780
15		道支出金	1,372,000	△628,473	743,527
	2	道補助金	1,120,798	△628,473	492,325
	5	農林水産業費補助金	1,042,301	△628,473	413,828
17		寄附金	8,677	691	9,368
	1	寄附金	8,677	691	9,368
	1	寄附金	8,677	691	9,368
18		繰入金	1,046,990	1,151	1,048,141
	1	繰入金	1,046,990	1,151	1,048,141
	1	繰入金	1,046,990	1,151	1,048,141
20		諸収入	241,613	616	242,229
	5	雑収入	109,532	616	110,148
	4	雑収入	109,529	616	110,145
21		町債	2,033,300	2,400	2,035,700
	1	町債	2,033,300	2,400	2,035,700
	3	衛生債	21,500	14,200	35,700
	4	農林水産業債	277,300	△13,300	264,000
	8	教育債	256,200	1,500	257,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	71,785	1 普通交付税 2 特別交付税	64,185 7,600
1 社会福祉費 補助金	252	1 臨時福祉給付金事業補助金	
2 児童福祉費 補助金	78	1 子育て世帯臨時特例給付金事業補助金	
1 農業費補助 金	△628,473	1 強い農業づくり交付金	
1 寄 附 金	691	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	1,151	1 国民健康保険特別会計繰入金	
2 雑 入	616	1 町有建物災害共済金 2 日本スポーツ振興センター補償金	344 272
1 保健衛生債	5,400	1 保健衛生債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 児童等福祉支援事業債	
2 清 掃 債	8,800	1 清掃債 (1) 過疎対策 一般廃棄物最終処分場整備事業債	
1 農 業 債	△13,300	1 農業債 (1) 過疎対策 トマト選果施設整備補助事業債 (2) 過疎対策 玉ねぎ集出荷貯蔵選別施設整備補助事業債	△13,300 (67,400) (△80,700)
1 教育総務債	1,500	1 教育総務債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 学校給食支援事業債	

(歳出)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	総務費	2,499,577	8,992	2,508,569		8,992
1	総務管理費	2,448,123	9,471	2,457,594		9,471
2	一般管理費	65,782	600	66,382		600
5	財産管理費	103,414	8,786	112,200		8,786
12	諸 費	879,983	85	880,068		85
2	徴 税 費	16,938	△479	16,459		△479
1	税務総務費	6,934	△479	6,455		△479

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	300	1 みんなで創る住みよい町に向けて	600
10 交 際 費	300	(1) 職員研修事業 研修旅費	300 (300)
		(2) 交際費 交際費	300 (300)
11 需 用 費	2,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて	8,786
17 公有財産購 入費	6,786	(1) 財産維持管理事業 修繕料(維) 用地購入費(事)	6,886 (100) (6,786)
		(2) 庁舎維持管理事業 光熱水費(物)	1,900 (1,900)
12 役 務 費	35	1 みんなで創る住みよい町に向けて	85
19 負担金補助 及び交付金	50	(1) 十勝岳山麓ジオパーク推進事業 負担金(補)	50 (50)
		(2) まちづくり寄附管理事業 手数料(物)	35 (35)
19 負担金補助 及び交付金	△479	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△479
		(1) 上川広域滞納整理機構負担金 負担金(補)	△479 (△479)

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	民生費	1,005,914	954	1,006,868	330	624
1	社会福祉費	554,364	427	554,791	252	175
1	社会福祉総務費	113,011	252	113,263	国庫支出金 252	
4	福祉センター費	9,079	116	9,195		116
6	高齢者福祉住宅費	8,973	59	9,032		59
2	児童福祉費	451,550	527	452,077	78	449
1	児童福祉総務費	160,794	78	160,872	国庫支出金 78	
2	保育所費	135,634	420	136,054		420
5	児童館費	6,512	29	6,541		29

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役 務 費	252	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 臨時福祉給付金支給事業 手数料 (物)	252 252 (252)
11 需 用 費	116	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 福祉センター管理運営事業 光熱水費 (物)	116 116 (116)
11 需 用 費	59	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 高齢者福祉住宅管理運営事業 光熱水費 (物)	59 59 (59)
12 役 務 費	78	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 子育て世帯臨時特例給付金支給事業 手数料 (物)	78 78 (78)
11 需 用 費	420	1 思いやりのある社会福祉のために (1) どんぐり保育園管理運営事業 光熱水費 (物)	420 420 (420)
11 需 用 費	29	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 児童館管理運営事業 光熱水費 (物)	29 29 (29)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
4							
	衛生費	987,314	11,915	999,229	14,200	△2,285	
1	保健衛生費	735,924	7,765	743,689	5,400	2,365	
	5 医療扶助費	74,259	8,381	82,640	地方債 5,400	2,981	
	6 環境衛生費	34,676	△616	34,060		△616	
2	清掃費	251,390	4,150	255,540	8,800	△4,650	
1	清掃総務費	103,281	3,641	106,922	地方債 8,800	△5,159	
3	し尿処理費	83,448	509	83,957		509	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 役 務 費	158	1 思いやりのある社会福祉のために	8,381
20 扶 助 費	8,223	(1) 医療費扶助事業	8,381
		手数料 (物)	(158)
		乳幼児等医療給付事業扶助	(8,223)
19 負担金補助 及び交付金	△616	1 生きいきとした暮らしづくりのために	△616
		(1) 大雪葬斎組合負担金	△616
19 負担金補助 及び交付金	3,641	1 生きいきとした暮らしづくりのために	3,641
		(1) 生ゴミ肥料化容器設置補助事業	13
		補助金 (補)	(13)
		(2) 大雪清掃組合負担金	3,628
11 需 用 費	509	1 生きいきとした暮らしづくりのために	509
		(1) 浄化センター管理運営事業	509
		燃料費 (物)	(208)
		光熱水費 (物)	(301)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
6	農林水産業費	1,801,945	△596,812	1,205,133	△641,773	44,961
1	農業費	1,492,420	△642,513	849,907	△641,773	△740
2	農業振興費	1,364,507	△642,513	721,994	道支出金 △628,473 地方債 △13,300	△740
2	耕地費	213,515	45,701	259,216		45,701
1	耕地整備費	170,907	45,701	216,608		45,701
7	商工費	1,362,958	14,962	1,377,920		14,962
1	商工費	941,460	78	941,538		78
3	観光費	81,812	78	81,890		78
2	文化スポーツ振興費	421,498	14,884	436,382		14,884
2	生涯学習推進費	313,101	14,884	327,985		14,884

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△642,513	1 元気のある産業経済のために (1) トマト選果施設整備補助事業 補助金(事) (2) 玉ねぎ集出荷貯蔵選別施設整備補助事業 補助金(事) (3) 強い農業づくり交付金事業 補助金(事)	△642,513 70,940 (70,940) △84,980 (△84,980) △628,473 (△628,473)
9 旅 費	32	1 元気のある産業経済のために (1) 農地・水保全管理支払交付金 負担金(事) (2) 農地・水保全管理支払推進事業 職員旅費(事) 消耗品費(事) 保険料(事) 負担金(事)	45,701 45,701 (45,701) (32) (△42) (△10) (20)
11 需用費	△42		
12 役務費	△10		
19 負担金補助 及び交付金	45,721		
11 需用費	78	1 元気のある産業経済のために (1) 白金野営場運営管理事業 光熱水費(物) (2) 自然の村運営管理事業 光熱水費(物) (3) 保養センター管理運営事業 燃料費(物)	78 5 (5) 13 (13) 60 (60)
11 需用費	2,984	1 はつらつとした人づくりのために (1) 地域人材育成研修施設整備事業 消耗品費(事) 備品購入費(事)	14,884 14,884 (2,984) (11,900)
18 備品購入費	11,900		

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
8		土木費	1,437,836	2,688	1,440,524	344	2,344
	2	道路橋梁費	705,397	2,000	707,397		2,000
	5	交通安全施設費	25,724	2,000	27,724		2,000
	4	都市計画費	539,157	688	539,845	344	344
	3	公園費	199,536	688	200,224	諸収入 344	344
9		消防費	346,716	△1,268	345,448		△1,268
	1	消防費	346,716	△1,268	345,448		△1,268
	1	消防費	346,716	△1,268	345,448		△1,268

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11. 需 用 費	2,000	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 街路灯管理事業 光熱水費(物)	2,000 2,000 (2,000)
11 需 用 費	688	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 公園維持管理事業 修繕料(維)	688 688 (688)
19 負担金補助 及び交付金	△1,268	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 大雪消防組合負担金	△1,268 △1,268

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
10		教育費	684,296	6,378	690,674	1,772	4,606
	1	教育総務費	214,674	1,784	216,458	1,500	284
	3	学校給食費	81,558	1,784	83,342	地方債 1,500	284
	2	小学校費	230,152	2,601	232,753		2,601
	1	学校管理費	205,512	2,601	208,113		2,601
	3	中学校費	203,898	1,117	205,015	272	845
	1	学校管理費	193,894	845	194,739		845
	2	教育振興費	10,004	272	10,276	諸収入 272	
	4	社会教育費	35,572	876	36,448		876
	3	図書館費	27,715	876	28,591		876
12		諸支出金	512,581	691	513,272	691	
	1	普通財産取得費	105,376	691	106,067	691	
	8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	3,676	691	4,367	寄附金 691	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	193	1 はつらつとした人づくりのために (1) 学校給食管理運営事業	1,784 1,784
19 負担金補助 及び交付金	1,591	修繕料(維) 交付金(補)	(193) (1,591)
11 需用費	2,601	1 はつらつとした人づくりのために (1) 小学校管理運営事業	2,601 2,601
		燃料費(物) 光熱水費(物)	(962) (1,639)
11 需用費	845	1 はつらつとした人づくりのために (1) 中学校管理運営事業	845 845
		修繕料(維)	(845)
22 補償補填及 び賠償金	272	1 はつらつとした人づくりのために (1) 中学校災害共済給付事業	272 272
		補償金(補)	(272)
11 需用費	876	1 はつらつとした人づくりのために (1) 図書館管理運営事業	876 876
		印刷製本費(物) 光熱水費(物)	(△214) (1,090)
25 積立金	691	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業	691 691
		積立金(積)	(691)

議案第8号

平成26年度 美瑛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度美瑛町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,278千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		741	1,118	1,859
	1 繰越金	741	1,118	1,859
歳入合計		1,160	1,118	2,278

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		128	△33	95
	1 徴税費	128	△33	95
2 諸支出金		982	1,151	2,133
	2 繰出金	741	1,151	1,892
歳出合計		1,160	1,118	2,278

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2		繰越金	741	1,118	1,859
	1	繰越金	741	1,118	1,859
		1 繰越金	741	1,118	1,859

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,118	1 繰越金

(歳 出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
1						
	総務費	128	△33	95		△33
1	徴税費	128	△33	95		△33
1	賦課徴収費	128	△33	95		△33
2						
	諸支出金	982	1,151	2,133		1,151
2	繰出金	741	1,151	1,892		1,151
1	一般会計繰 出金	741	1,151	1,892		1,151

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△33	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 上川広域滞納整理機構負担金	△33 △33
28 繰 出 金	1,151	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 一般会計繰出金	1,151 1,151

議案第9号

平成26年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		3,601	1,033	4,634
	1 繰越金	3,601	1,033	4,634
歳入合計		368,071	1,033	369,104

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		103,404	1,033	104,437
	1 下水道管理費	96,607	1,033	97,640
歳出合計		368,071	1,033	369,104

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
4		繰越金	3,601	1,033	4,634
	1	繰越金	3,601	1,033	4,634
		1 繰越金	3,601	1,033	4,634

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,033	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
1	下水道事業費	103,404	1,033	104,437		1,033
1	下水道管理費	96,607	1,033	97,640		1,033
2	終末処理場管理費	53,895	1,033	54,928		1,033

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需 用 費	1,033	1 活きいきとした暮らしづくりのために	1,033
		(1) 終末処理場管理事業費	1,033
		光熱水費(物)	(1,033)

議案第10号

平成26年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成26年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,075,315 千円	231 千円	1,075,546 千円
第1項 営業費用	319,995 千円	231 千円	320,226 千円

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1.	水道事業費用			1,075,315	231	1,075,546	
	1.	営業費用		319,995	231	320,226	
		1.	原水及び浄水費	34,493	231	34,724	
			光熱水費	7,008	231	7,239	

議案第11号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所 美瑛町西町1丁目3番19号
氏 名 小杉英紀
生年月日 昭和38年3月24日生

議案第12号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工 事 名	契約の方法	契約金額	契 約 先
商店街コミュニティ 施設整備工事 (その2)	指名競争入札 による落札	円 226,800,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川博士

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
床面積 1,197.64㎡ 地上2階、地下1階 (鉄筋工事・土工事・コン クリート工事・防水工事・ 石工事・木工事 外) 各一式	自 本契約の翌日 至 平成27年6月15日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 島山建設 株式会社 3. 株式会社 橋本川島コーポレーション 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 第1回目落札

議案第13号

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

(別紙)

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画

変 更 前					変 更 後				
2. 産業の振興 (3) 計画 20頁を変更 表内(3) 経営近代化施設へ事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					2. 産業の振興 (3) 計画 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業 の振興	(3) 経営近 代化施設				1 産業 の振興	(3) 経営近 代化施設	玉ねぎ集出荷貯蔵選別施設整備補助事業 集出荷施設整備1式	農業協 同組合	
21頁を変更 表内(9) 過疎地域自立促進特別事業へ事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業 の振興	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業				1 産業 の振興	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業	加工向け玉ねぎ振興対策補助 事業 作物増反支援 市場からの需要が高く機械 での収穫作業が可能な加工玉 ねぎを振興作物として推進す ることにより、畑・野菜複合 の輪作体系を確立させ、安定 した農家所得を確保するとと もに農業振興を図る。	農業協 同組合	

(別紙)

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画

変 更 前					変 更 後				
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 計画 28頁を変更 表内(5)電気通信施設等情報化のための施設へテレビジョン放送等難視聴解消のための施設及び事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 計画 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 交通 通信体系 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(5)電気通 信施設等情 報化のため の施設				2 交通 通信体系 の整備、 情報化及 び地域間 交流の促 進	(5)電気通 信施設等情 報化のため の施設			
						テレビジ ョン放送等難 視聴解消の ための施設	難視聴解消事業 無線共聴施設整備1式	美瑛町	

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画

変 更 前					変 更 後				
4. 生活環境の整備 (3) 計画 34頁を変更 表内(2)下水処理施設の次に(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設及び事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					4. 生活環境の整備 (3) 計画 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 生活 環境の 整備					3 生活 環境の 整備	(3) 廃棄物 処理施設			
						ごみ処理 施設	一般廃棄物最終処分場整備事業 整備工事1式(浸出水処理施設、埋立地拡幅工事等)	大雪清 掃組合	
35頁を変更 表内(6)過疎地域自立促進特別事業の事業内容を変更 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 生活 環境の 整備	(6) 過疎地 域自立促進 特別事業	町有物件解体事業 郷土資料館 本来持っている施設機能の 移転等により、現在は直接的 な管理が行われていない町有 物件については速やかに解体 することで、更なる損傷等に よる事故防止や適正な周辺環 境の整備を図る。	美瑛町		3 生活 環境の 整備	(6) 過疎地 域自立促進 特別事業	町有物件解体事業 郷土資料館 学校プール 本来持っている施設機能の 移転等により、現在は直接的 な管理が行われていない町有 物件については速やかに解体 することで、更なる損傷等に よる事故防止や適正な周辺環 境の整備を図る。	美瑛町	

(別紙)

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画

変 更 前					変 更 後				
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画 40頁を変更 表内(1) 高齢者福祉施設へ事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 計画 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設				4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設	福祉バス整備事業 福祉バスN=1台	美瑛町	
							ゲートボール場整備事業 旧美田小学校屋内	美瑛町	
9. 集落の整備 (3) 計画 51頁を変更 表内(2) 過疎地域自立促進特別事業へ事業内容を追加 1 事業計画(平成22年度～平成27年度)					1 事業計画(平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業				8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	北瑛会館前通路改修事業 改修工事 地域コミュニティの中核を担う行政区会館の周辺整備を行うことにより集落機能の充実を進めるとともに、集落の活性化を図る。	美瑛町	

変 更 前	変 更 後
<p>10. その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>53頁を変更</p> <p>⑤十勝岳防災対策の内容を変更</p> <p>⑤ 十勝岳防災対策</p> <p>「丘のまちびえい」の農村景観は、十勝岳連峰の裾野に広がる丘陵地帯で営まれている農業活動が創り出し、その景色と十勝岳とのコントラストは訪れる者に感動を与えている。十勝岳は「丘のまちびえい」の景観形成に欠かせないものであり、また、白金温泉とともに本町に潤いと恵みをもたらしている。</p> <p>一方で幾度と噴火を繰り返し、過去には死者を出すなど、火山噴火対策を必要とする活火山であるため、より高度な監視体制と関係各機関が連携した防災体制を確立し、地域住民の安全を確保する必要がある。</p> <p>(2) その対策</p> <p>54頁を変更</p> <p>⑤十勝岳防災対策へ追加</p> <p>⑤十勝岳防災対策</p> <p>ア 各機関が連携した防災業務の推進を図る。</p> <p>イ 防災無線や情報伝達網を整備し、緊急連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 高度な火山監視体制を確立し防災対策の充実を図る。</p>	<p>10. その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>⑤ 十勝岳防災対策</p> <p>「丘のまちびえい」の農村景観は、十勝岳連峰の裾野に広がる丘陵地帯で営まれている農業活動が創り出し、その景色と十勝岳とのコントラストは訪れる者に感動を与えている。十勝岳は「丘のまちびえい」の景観形成に欠かせないものであり、また、白金温泉とともに本町に潤いと恵みをもたらしている。</p> <p>一方で幾度と噴火を繰り返し、過去には死者を出すなど、火山噴火対策を必要とする活火山であるため、より高度な監視体制と関係各機関が連携した防災体制を確立するとともに、<u>有事に備えた防災施設の充実を図り、登山者や訪れる観光客、地域住民の安全を確保する必要がある。</u></p> <p>⑤十勝岳防災対策</p> <p>ア 各機関が連携した防災業務の推進を図る。</p> <p>イ 防災無線や情報伝達網を整備し、緊急連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 高度な火山監視体制を確立し防災対策の充実を図る。</p> <p>エ <u>有事に備えた防災施設の充実を図る。</u></p>

(別紙)

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画

変 更 前					変 更 後				
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 (3) 計画 55頁を変更 表内その他へ事業内容を追加 1 事業計画 (平成22年度～平成27年度)					10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 (3) 計画 1 事業計画 (平成22年度～平成27年度)				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	その他				9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	その他	十勝岳望岳台避難シェルター 建設事業 建設工事1式	美瑛町	

報告第1号

専決処分について

平成26年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成26年5月2日）された、請負契約の締結について（議案第5号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成26年9月24日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	北町団地1号棟建設工事	同左
契約金額	212,112,000円	212,932,800円
契約先	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士	同左
変更内容		概数の精査

報告第2号

専決処分について

平成26年第4回美瑛町議会定例会において議決（平成26年6月20日）された、請負契約の締結について（議案第5号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成26年10月10日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	美園村山線道路改良舗装工事	同左
契約金額	53,136,000円	53,179,200円
契約先	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	同左
変更内容		概数の精査

報告第3号

専決処分について

平成26年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成26年5月2日）された、請負契約の締結について（議案第6号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成26年12月18日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成26年12月8日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線道路改良舗装工事 (第1工区)	同左
契約金額	156,600,000円	156,384,000円
契約先	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 古村 善美	同左
変更内容		概数の精査

平成26年12月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

総務文教常任委員会委員長 齊藤 幸 一

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事
(2) 政策調整課の所管に関する事
(3) 税務課の所管に関する事
(4) 住民生活課の所管に関する事
(5) 保健福祉課の所管に関する事
(6) 教育委員会の所管に関する事
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事
(8) 監査委員の所管に関する事
(9) 病院事業に関する事
(10) 総務文教に関する事
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 | 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 | 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 | 調査期間 | 平成26年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 | 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年12月19日

美瑛町議会議長 齊 藤 正 様

産業経済常任委員会委員長 穂 積 力

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。
(2) 農林課の所管に関する事。
(3) 建設水道課の所管に関する事。
(4) 農業委員会の所管に関する事。
(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年12月19日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

議会運営委員会委員長 山家 慶 治

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年12月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |